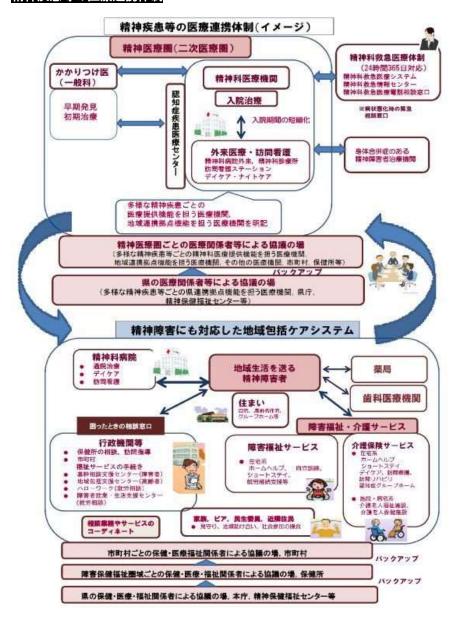
精神疾患等の医療連携体制



[県障害福祉課作成]

【曽於保健医療圏】

精神疾患等の医療機能基準

	医療機関に求められる事項(要件)
地域精神科医療提供機能(かかりつけ医機能)	 ① 患者の状況に応じて、適切な精神科医療(外来医療・訪問診察を含む)を提供するとともに、精神症状悪化時等の緊急時の対応体制や連絡体制を確保すること。 ② 精神科医、薬剤師、看護師、作業療法士、精神保健福祉士、臨床心理技術者等の多職種によるチームによる支援体制を作ること。 ③ 医療機関(救急医療、周産期医療を含む)、障害福祉サービス事業所、相談支援事業所、居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等と連携し、生活の場で必要な支援を提供すること。

【補足】

[県障害福祉課作成を一部改変]

①について

定期的に診療を行っている場合は該当とします。また,症状悪化時等の対応について,必ずしも自院で24時間体制を取っている必要はなく,必要時,他機関と連携を取るなど対応する体制になっていれば該当とします。

②について

かかりつけ医として心療内科等でうつ病や認知症,てんかん,摂食障害などの診療に当たっている医療機関については、「精神科医、薬剤師、看護師(以下省略)」 は「心療内科医」や「脳神経外科医」、「小児科医」など、診療に当たっている医師に読み替えて検討してください。

なお、多職種による支援体制については、必要に応じ、地域の多職種と連携をとり、支援できれば該当と します。

地域医療連携計画における地域連携拠点機能病院等の要件

~疾患等毎の具体的な考え方~

具体的な考え方(目安)
通常,診療を行っている場合は「〇」を選択する(定期的に通院している患者がある場合等)。
THE MERICAL CONTROL OF THE PARTY OF THE PART
・ 精神科救急当番病院に協力している場合は、「〇」を選 択する。
・ 日常的に、身体合併症のある患者の診療を行っている場合には「〇」を選択する。
・ 自殺企図等がある患者や自殺未遂者に対し、入院治療
等の対応ができる場合は「O」を選択する。
・ 災害時、被災病院から患者の受入要請等があった場合
に、受入が可能な場合は「〇」を選択する。

[県障害福祉課作成を一部改変]